健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の辞退の申出がなされたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する。

令和　八　年　三　月　三十一日

東北厚生局長　　尾崎　俊雄

名称	所在地	辞退年月日
宮城県精神保健福祉センター附属診療所	大崎市古川旭　五―七―二〇	令和八年三月三十一日